

北上市重層的支援体制整備事業実施計画

(2025年度～2028年度)



2025年4月
(2026年4月改訂)

北上市

| | | |
|-----|--|----|
| 1. | 重層的支援体制整備事業の概要 | 1 |
| (1) | 背景と目的 | 1 |
| (2) | 重層的支援体制整備事業の枠組み | 3 |
| 2. | 計画の位置付け | 4 |
| 3. | 北上市の目指すすがた | 6 |
| 4. | 重層事業の実施内容及び実施体制 | 7 |
| (1) | 包括的相談支援事業（法第106条の4第2項第1号） | 7 |
| (2) | 参加支援事業（法第106条の4第2項第2号） | 10 |
| (3) | 地域づくり事業（法第106条の4第2項第3号） | 12 |
| (4) | アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第106条の4第2項第4号） | 16 |
| (5) | 多機関協働事業及び支援プランの作成（法第106条の4第2項第5号及び第6号） | 17 |
| 5. | 支援会議及び重層的支援会議 | 19 |
| 6. | 連携体制の構築（事業の目標） | 22 |
| 7. | 事業の評価 | 24 |
| (1) | 基本理念及び基本目標 | 24 |
| (2) | 事業の評価方法 | 24 |
| (3) | 事業の実施目標及び成果指標 | 24 |

1. 重層的支援体制整備事業の概要

(1) 背景と目的

今日、日本社会全体で、個人や世帯が抱える複雑・多様な生きづらさやリスクが顕在化し、社会的孤立など関係性の貧困の社会課題化、ダブルケアや8050 問題などの複合的な課題や人生を通じて複雑化した課題、就職氷河期世代の就職困難など雇用を通じた生活保障の機能低下などの変化が見られています。

さらに、市町村においては、地域の構造・構成員やその価値観の多様性は増しているとともに、近年大規模な災害が多発する中で災害時の孤立防止など多様な支援ニーズへの対応も求められており、地域や社会がこのようなニーズを受け止める力を高めていくことが今後一層求められています。

このような日本の社会保障の成り立ちや社会の変化を踏まえて、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月閣議決定）において「地域共生社会」という理念が提案されました。地域共生社会とは、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて人と人、人と社会とがつながり、ひとり一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会のことです。



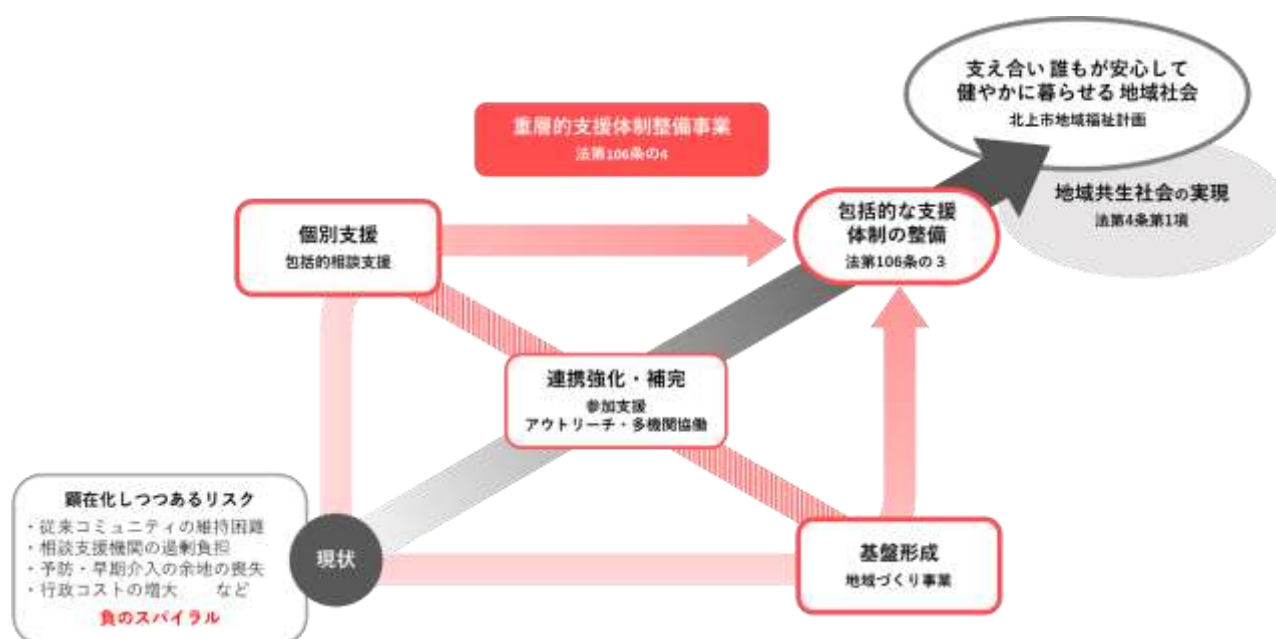
出典：厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト <https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/>

国では、この地域共生社会の実現に向け、制度化の試みとして、平成30年4月に施行された地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）において社会福祉法（昭和26年法律第45号）を改正し、地域福祉の推進の理念を明記するとともに、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定し、これを根拠としたモデル事業を展開しました。

そしてこれらの成果や各自治体における属性横断的な支援に向けた気運の高まりを受けて、令和2年6月に成立した「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第52号。以下「改正法」という。）により改正された社会福祉法（以下「法」という。）において、新たに「重層的支援体制整備事業」の定義とそれに対する国及び都道府県の財政支援等を規定し、確たる法定事業を基盤とした包括的な支援体制の構築を図ることとしました。

北上市は、これまでも介護、障がい、子育て、生活困窮をはじめとした各分野において、関係機関及び地域と協働で個別支援と地域づくりの取組を行ってきましたが、それらの積み重ねを活かし、横断的かつ、個別支援と地域づくりが相互に補完・連携強化することを通じてより暮らしやすい北上市を実現していくため、この「重層的支援体制整備事業」に取り組むこととしました。

北上市重層的支援体制整備事業実施計画（以下、「本計画」）は、本事業の具体的な支援体制に関する事項について、社会福祉法第106条の5の規定により定めるものです。



(2) 重層的支援体制整備事業の枠組み

重層的支援体制整備事業は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①属性を問わない相談支援（包括的相談支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を柱として、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、④アウトリーチ等を通じた継続的支援、⑤多機関協働による支援を新たな機能として強化し、①から⑤までの事業を一体的に実施するものです。

また、事業の実施にあたって、各分野の制度に基づき行われていた相談支援や地域づくりにかかる既存の補助に、新たに相談支援や参加支援の機能強化を図る補助を加えて、市町村が一体的に執行できるよう「重層的支援体制整備事業交付金」（法第106条の8、法第106条の9）が交付されます。

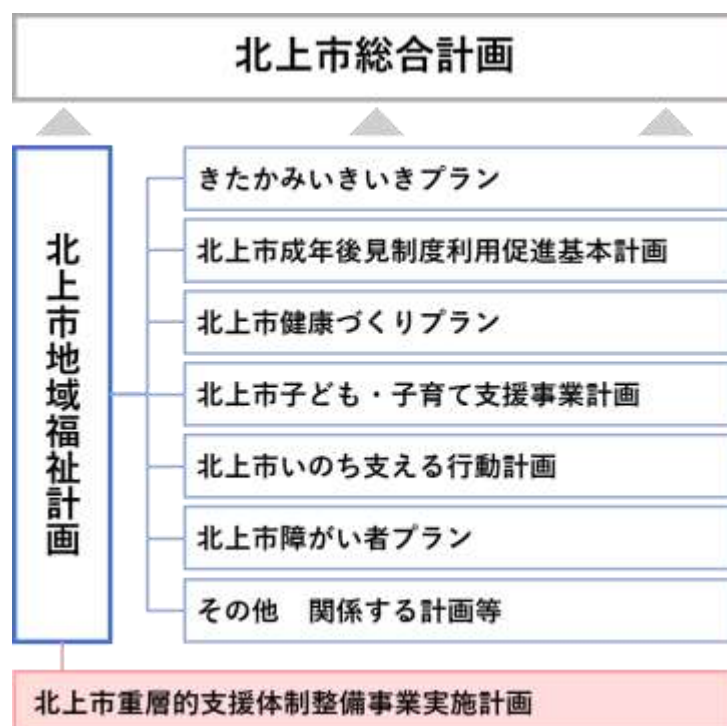
| 事業名 (社会福祉法の根拠条項) | 分野 | 既存事業名 () は根拠法 / 新規の場合は機能解説 |
|---------------------------------------|-------|---|
| 包括的相談支援事業 (第106条の4第2項第1号) | イ 高齢 | 地域支援事業交付金の包括的支援事業のうち、地域包括支援センターの運営 (介護保険法第115条の45第2項第1-3号) |
| | ロ 障がい | 地域生活支援事業補助金のうち、相談支援事業 (障害者総合支援法第77条第1項第3号) |
| | ハ 子育て | 子ども・子育て支援交付金のうち、利用者支援事業 (子ども・子育て支援法第59条第1号) |
| | ニ 困窮 | 生活困窮者自立相談支援事業費等負担金のうち、自立相談支援事業 (生活困窮者自立支援法第3条第2項) |
| 参加支援事業 (第106条の4第2項第2号) | | (新規) 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない挟間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供 |
| 地域づくり事業 (第106条の4第2項第3号) | イ 高齢 | 地域支援事業交付金の一般介護予防事業のうち、地域介護予防活動支援事業 (介護保険法第115条の45第1項第2号) |
| | ロ 高齢 | 地域支援事業交付金の包括的支援事業のうち、生活支援体制整備事業 (介護保険法第115条第2項第5号) |
| | ハ 障がい | 地域生活支援事業補助金のうち、地域活動支援センター機能強化事業 (障害者総合支援法第77条第1項第9号) |
| | ニ 子育て | 子ども・子育て支援交付金のうち、地域子育て支援拠点事業 (子ども・子育て支援法第59条第9号) |
| | ホ 困窮 | 生活困窮者自立相談支援事業費等補助金のその他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業のうち、生活困窮者支援等のための地域づくり事業 |
| アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (第106条の4第2項第4号) | | (新規) 訪問等により継続的につながり続ける機能 |
| 多機関協働事業 (第106条の4第2項第5号) | | (新規) 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能 |
| 支援プランの作成 (第106条の4第2項第6号) | | (新規) ※多機関協働事業と一体的に実施 |

2. 計画の位置付け

本計画は、法第106条の5に規定する計画として、第4次北上市地域福祉計画（2024～2028年）に基づき策定するものです。

さらに、本計画は、重層的支援体制整備事業が属性を問わず分野横断的な支援を行うことを目指し、高齢、障がい、子ども、生活困窮の既存制度における事業の一部を包括化し実施するものであることから、各分野における計画等との分野横断的な調整を図るものとします。（法第106条の5第3項）

なお、重層的支援体制整備にあたっては、地域の支援関係者等での理念の共有をはじめとして、地域の支援ニーズの把握、事業実施体制の検討、主体的な参画・協働の場づくりなどを通し、十分な議論が必要であることから、本計画には重層的支援体制整備事業実施計画の策定ガイドラインにおいて「必須事項」と定められた事項を中心に記載するものとします。そのほかの任意の記載事項については、事業実施を通じた恒常的な議論・調整によって理解・合意形成を進め、段階的に本計画へ反映させるほか、次期北上市地域福祉計画の策定期間をめぐり、地域福祉計画と一体的に整備を図るものとします。



参考：重層的支援体制整備事業実施計画への記載事項)

《 必須の記載事項 》

- ▶ 相談支援機関、地域づくりに向けた支援事業の拠点等の設置箇所数、設置形態（基本型、統合型、地域型）
- ▶ 参加支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の実施体制（委託の有無を含む実施主体、配置人数などどのような体制で設置するか等）
- ▶ 重層的支援会議の実施方法
- ▶ 支援関係機関間の連携に関する事項
- ▶ このほか、地域での議論に時間を要すると思われる以下の記載事項については、重層事業の開始時点においては、任意の記載事項とする。

《 任意の記載事項 》

- ▶ 重層事業を適切かつ効果的に実施するため、地域における高齢者福祉、障がい者福祉、児童の福祉、生活困窮者の福祉に関する基本方針
- ▶ 重層事業の事業目標
- ▶ 重層事業の事業評価・見直しに関する事項・相談支援機関、地域福祉に向けた支援事業の拠点等の設置箇所

3. 北上市の目指すすがた

重層的支援体制整備事業は、北上市地域福祉計画に基づいて地域福祉を推進するための手段と位置付けています。このことから、本事業の基本方針及び基本目標は、第4次北上市地域福祉計画と同一のものとします。

| 基本目標 | 基本施策と施策の方向性 |
|---|--|
| <p>1 地域福祉を担う人づくり</p> <p>市民ひとりひとりの健康意識向上 地域福祉への意識向上 学び・行動する環境の整備 諸活動の担い手となるステップアップ</p>  | <p>① 福祉教育の推進</p> <p>② 地域福祉を担う人材の育成</p> <p>③ 市民参加の促進と広報活動の充実</p> |
| <p>2 地域福祉を支えるネットワークづくり</p> <p>地域の特性を生かした取り組み 制度外福祉（インフォーマルサービス）の充実 CSW（コミュニティソーシャルワーカー）の活動促進 多種多様な担い手や居場所の創出</p>  | <p>④ 地域住民の支え合い体制づくり</p> <p>⑤ 地域づくり活動・市民活動の充実</p> <p>⑥ 多様な主体の連携による支援基盤づくり</p> |
| <p>3 充実した福祉サービスの仕組みづくり</p> <p>市域での地域福祉向上の取り組み 制度福祉の充実 専門職と地域との連携 多分野・多機関での連携 課題とビジョンの共有</p>  | <p>⑦ 包括的な相談支援体制の構築</p> <p>⑧ 権利擁護の推進</p> <p>⑨ 多様で適切な福祉サービスの確保・創出</p> |
| <p>4 暮らしやすい地域環境づくり</p> <p>「暮らし」を軸として、 自助、共助・互助、公助を 総合的に活かした取り組み</p>  | <p>⑩ 災害時の対策の強化</p> <p>⑪ 住みなれた地域での暮らしを支える取り組み</p> |

4. 重層事業の実施内容及び実施体制

(1) 包括的相談支援事業（法第106条の4第2項第1号）

包括的相談支援事業は、介護、障がい、子ども、生活困窮の各分野において実施している既存の相談支援において、相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行うものです。

受け止めた相談のうち、当該相談支援事業者のみでは解決が難しい場合には、地域におけるネットワークを活用し、他分野の包括的相談支援事業者をはじめとする他の支援関係機関等と連携を図りながら支援を行うとともに、課題が複雑化・複合化しており、支援関係機関間の役割分担の整理が必要な事例の場合には、多機関協働事業（後述）につなぎ、他の支援関係機関等と連携を図りながら支援を行うこととします。

そのため、下記アの各表に記載された各相談支援事業所は、包括的な相談の受け止めに努めるとともに、重層的支援会議へ参加し、包括的支援体制の整備に向け、多機関協働事業者からの要請に基づき積極的に連携を図り、地域住民の支援に関わることとします。

ア 対象となる事業及び実施機関^{*1}

① 地域包括支援センターの運営

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第1号から第3号まで

| | | |
|--------------|--|-------------------------------------|
| 主な対象者 | 高齢者及びその家族等 | |
| 圏域/箇所数 | 日常生活圏域：8圏域 / 地域包括支援センター：4箇所 | |
| 事業内容 | 総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメント | |
| 実施主体 /機関名 | 委託法人等 | 機関名称（担当圏域） |
| | (福) 美楽会 | 地域包括支援センター本通り（黒沢尻北・黒沢尻西） |
| | (福) 立正会 | 地域包括支援センター北上中央（黒沢尻東・相去・鬼柳） |
| | (福) 博愛会 | 地域包括支援センター展勝地（飯豊・二子・更木・黒岩・立花・口内・稲瀬） |
| | | 地域包括支援センター展勝地サテライト（担当圏域：同上） |
| (医) 敬和会 | 地域包括支援センターわっこ（江釣子・和賀） | |
| | 地域包括支援センターわっこのわ（担当圏域：同上） | |
| 担当課 | 福祉部長寿介護課 | |

¹ 本計画に記載するのは社会福祉法によりその全部又は一部が重層的支援体制整備事業に位置付けられている法定事業とします。

② 障害者相談支援事業

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
第77条第3号

| | | |
|--------------|---|--------------|
| 主な対象者 | 障がい児・障がい者 | |
| 圏域/箇所数 | 5箇所 | |
| 事業内容 | 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介 | |
| 実施主体 /機関名 | 委託法人等 | 機関名称等 |
| | 福祉部障がい福祉課（直営） | 基幹相談支援センター |
| | （福）方光会 | 相談支援事業所 萩の江 |
| | （福）岩手県社会福祉事業団 | 相談支援センター さくら |
| | （福）白ゆり共生会 | 自立生活支援センター北上 |
| | （福）フレンドシップいわて | サポートにじ |
| 担当課 | 福祉部障がい福祉課 | |

③ 利用者支援事業

子ども・子育て支援法（平成24年法律65号）第59条第1号

| | |
|--------|---|
| 基本型 | |
| 主な対象者 | こども及びその保護者等 |
| 圏域/箇所数 | 1箇所 |
| 事業内容 | 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう情報提供し、必要に応じて案内やサポートを行う子育て支援コンシェルジュを配置 |
| 担当課 | 健康こども部子育て支援課（直営） |

| | |
|------------|-------------------------------------|
| こども家庭センター型 | |
| 主な対象者 | こども及び子育て世帯、妊婦 |
| 圏域/箇所数 | 1箇所 |
| 事業内容 | 母子保健・子育てに関する相談、サービス等の情報提供、支援プランの策定等 |
| 担当課 | 健康こども部こども家庭センター（直営） |

④ 生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項

| | | |
|--------|-----------------------------------|------------------|
| 主な対象者 | 生活困窮者（生活に困窮している、又は生活困窮に陥る恐れのある人） | |
| 圏域/箇所数 | 1箇所 | |
| 事業内容 | 困窮者が抱える多様な問題への包括的かつ計画的な相談支援、自立の促進 | |
| 実施主体 | 委託法人等 | 機関名称等 |
| /機関名 | (福)北上市社会福祉協議会 | 暮らしの自立支援センターきたかみ |
| 担当課 | 福祉部地域福祉課 | |

イ 包括的相談支援事業の設置形態

北上市では、各分野の相談支援の実績及び連携を活かしていくため、既存の拠点や機能をベースとし、複合化・複雑化したニーズを抱えたものの課題の解きほぐしや支援調整、各ケース対応手法のフィードバックによる知見の蓄積などの支援者支援機能（多機関協働）を付加してネットワークを形成する「基本型事業・拠点」の形態を取ることとします。

(2) 参加支援事業（法第106条の4第2項第2号）

本事業は、多様な社会参加の実現を目指し、既存の事業では対応できない本人のため、本人やその世帯のニーズや抱える課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートをし、マッチング及びフォローアップを行うものです。

また、より多様な支援ニーズへのコーディネートを行うため、既存の社会資源への働きかけ及び拡充・連携をはじめ、新たな資源の掘り起こしに努めるものです。

ア 実施内容

① 個別支援

▶ 相談受付・プラン作成

本事業は、原則として重層的支援会議で事業の利用が必要と判断され、プランが決定された場合に利用開始となります。ただし、早期に関わる必要がある場合には、重層的支援会議における支援決定前から本人への支援を開始することも可能です。

参加支援事業者は、本人の相談受付・アセスメントを行い、社会参加に向けた支援の方向性や支援の内容を示すプランを作成し、重層的支援会議に諮ることとします。

プランは、人や地域とのつながりの希薄化といった本人やその世帯の抱える課題に対し、社会や他者とのつながりを創出し、自己肯定感や自己有用感を取り戻すことを目指し、作成するものです。本人やその世帯が望む社会とのつながりや参加を支えるために、その状況に合った目標を設定し、目標に向けて参加支援事業者や支援関係機関その他の関係者が取り組むことを記載します。

▶ 支援の実施（定着支援・フォローアップ）

参加支援事業者は、プランに基づき、本人に対する定着支援と受け入れ先（地域の福祉サービス、企業など）への支援を行います。直ちに本人が新たな環境で居場所を見出し、関係者と良好な関係を形成できるとは限らないことから、定期的に訪問するなど一定期間フォローアップを行います。また、本人の状況に応じて、受け入れ先の業務等の切り出しや、本人との関わり方などについて、相談に応じ、提案するなどの環境調整を行います。

② 資源開拓・働きかけ

本事業では、より多様で柔軟なコーディネートを実現していくため、相談者の有無にかかわらず地域へ働きかけを行い、支援メニューを増やしていくことが重要です。

参加支援事業者は、重層的支援体制整備事業における地域づくり事業（後述）を活用するほか、日ごろから地域の産業や業界団体などの地域のプラットフォームや、既存の福祉サービス事業者や市民団体やボランティアなどのネットワークに参画することなどを通じて、地域の社会資源や支援関係機関とつながりづくりに努めます。

上記活動に努めながら、多様な社会参画の必要性やその在り方について、地域の意識醸成・啓発を図るとともに、支援が必要な時に迅速に対応できるように予め相談支援現場のニーズや既存資源の調査、情報収集を行います。

イ 実施機関

| | | |
|--------|----------|---------------|
| 圏域/箇所数 | 全域/1箇所 | |
| 実施主体 | 委託 | (福)北上市社会福祉協議会 |
| 担当課 | 福祉部地域福祉課 | |

(3) 地域づくり事業（法第106条の4第2項第3号）

本事業は、地域資源を幅広く把握した上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備すること、交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートすること、プラットフォームの形成により地域における活動を活性化すること等を通じて、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行うことを目的としています。重層的支援体制整備事業の基盤を形成するもので、より広く地域住民及び団体が地域共生社会の一員として参画できるものです。

ア 実施内容

① 世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備

地域づくり事業では、血縁・地縁・社縁といった共同体機能が脆弱化する中、人と人、人と居場所がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整え、緩やかなつながりによる見守り等のセーフティーネットの充実を図っていく必要があります。

地域における支援ニーズや北上市全体の社会資源の把握等を通じ、各事業の対象者を基本としながらも、既存の活動や拠点を活用し、より多世代・多属性における地域住民の支え合いにつながるような交流及び活動の場を提供していくものとします。

② 個別の活動や人のコーディネート

地域づくり事業においては、地域住民の創意や主体性を支えつつ、「人と人」、「人と社会資源」をつなぎ、顔の見える関係性や気かけ合う関係性が地域で生まれやすくなるよう働きかけていくことも必要です。

地域の課題の掘り起こしや困りごとの解決に直結する福祉的な活動だけではなく、楽しそう面白そうといった興味・関心から地域におけるつながりが生まれる場や取組にも着目して、多様なつながりが生まれる環境整備が図れるよう、これまで福祉制度の地域づくり施策とはつながりの薄かった、まちづくりや地方創生など他分野の取組と積極的なつながりをもつよう努めます。

③ 多分野がつながるプラットフォームの展開

北上市においては、既に多様な主体による地域づくり事業が展開されています。重層的支援体制整備事業の趣旨に添い、多様な場・居場所づくりや地域活動等のコーディネートといった

地域づくりのプロセスの活性化や発展のためには、分野・領域を超えた地域の多様な主体が出会い、つながりの中から更なる展開を生む機会となるプラットフォームの形成が必要です。

プラットフォームの形成により、様々な関係者がお互いの強みを持ち寄り、お互いの目指す方向性や社会資源を共有し学び合うことにより、それぞれの弱みを補い合うだけでなく、地域における活動の継続性を高め、既存の活動をさらに活性化することにもつながります。また、こうしたプラットフォームが地域に複数存在し、相互に重なり合うことにより、福祉分野に閉じず、他分野における既存の地域の活動や取組においてコーディネーター的な役割を担う人材同士がつながり、活動目的や機会を共有することにより双方の取組が自律的に拡張・発展し、新たな社会資源となることにもつながります。

イ 対象となる事業

重層的支援体制整備事業において、地域づくり事業として対象となるのは次の事業です。なお、これらの事業は既存の取組内容を踏襲し、前述の「ア 実施内容」のうちいずれかに取り組みものとしつつも、それぞれが重層的支援体制整備事業の趣旨に鑑み、他事業との連携や対象者の拡大など、より包括的・重層的な支援に資する取組への発展に努めるものとしします。

① 一般介護予防事業（介護保険法第115条の45第1項第2号）のうち

地域介護予防活動支援事業

| | |
|--------|---|
| 事業名 | 地域介護予防活動支援事業 |
| 主な対象者 | 65歳以上の高齢者 |
| 圏域/箇所数 | 市内全域 |
| 事業内容 | 高齢者の自立の保持を目的として、住民主体の健康づくり活動を支援するもの。（きたかみいきいき体操の指導、DVD・重り・ウォーキングポールの貸出、体力測定、グループ活動の支援等） |
| 担当課 | 福祉部長寿介護課（直営） |

② 生活支援体制整備事業（介護保険法第115条の45第2項第5号）

| | | |
|--------|--|----------------------------------|
| 事業名 | 生活支援体制整備事業 | |
| 主な対象者 | 65歳以上の高齢者を中心とした市民 | |
| 圏域/箇所数 | 市内全域 | |
| 事業内容 | 地域内の組織・機関・団体や住民などが連携し、高齢者の多様な日常生活上の支援体制の充実・強化や社会参加の推進を一体的に図る。生活支援コーディネーターを配置し、社会資源の発掘・開発、人材育成、ネットワーク形成を実施する。 | |
| 実施主体 | 委託法人等 | 名称等 |
| | 福祉部長寿介護課（直営） | 第1層生活支援コーディネーター |
| | （福）北上市社会福祉協議会 | |
| | （福）立正会 | 第2層生活支援コーディネーター （各地域包括支援センター） |
| | （福）博愛会 | |
| | （福）美楽会 | |
| （医）敬和会 | | |
| 担当課 | 福祉部長寿介護課 | |

③ 地域活動支援センター機能強化事業（障害者総合支援法第77条第1項第9号）

| | |
|--------|---|
| 事業名 | 地域活動支援センター事業費補助金 |
| 主な対象者 | 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、発達障がい者、障がい児又は障がいの疑いがある者 |
| 圏域/箇所数 | 全5箇所（市内3箇所）【間接補助】 |
| 事業内容 | 障がい者等に対して、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流づくりを行う（基礎的事業の実施のみ）。 |
| 担当課 | 福祉部障がい福祉課 |

④ 地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て支援法第59条第9号）

| | | |
|----------|---------------------------------|-----------------------|
| 事業名 | 地域子育て支援センター事業 | |
| 主な対象者 | 子ども及び子育て世帯 | |
| 圏域/箇所数 | 4箇所 | |
| 事業内容 | 子育て中の保護者が利用する交流や育児相談の拠点を運営するもの。 | |
| 実施主体 | 委託法人等 | 実施施設等 |
| | 健康こども部 子育て支援課（直営） | 北上市保健・子育て支援複合施設 hoKko |
| | | 江釣子保育園 |
| | （福）平和会 | おにやなぎ保育園 |
| ときわだい保育園 | | |
| 担当課 | 健康こども部子育て支援課 | |

⑤ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業（生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱（生活困窮者自立相談支援事業等の実施について（平成27年7月27日社援発0727第2号）に定める事業）

| | |
|--------|---|
| 事業名 | ハブラボきたかみ |
| 主な対象者 | 市民、行政、民間事業所、市民団体等 |
| 圏域/箇所数 | 全域 |
| 事業内容 | <p>地域共生社会の実現という目標に向けて、多機関・多分野が参集し、社会課題に対してお互いどのように取り組んでいるか、またはできるかを知り、共に学び、対話をする機会を創出し、地域づくりの基盤を形成していくもの。</p> <p>テーマを設定し、それに関係・関心のある団体や機関が集まり、勉強会や意見交換会などを実施する。</p> |
| 担当課 | 福祉部地域福祉課（直営） |

(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第106条の4第2項第4号）

本事業は、支援関係機関等との連携や地域住民とのつながりを構築し、複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握し、働きかけをしていきます。また、ひきこもり状態にある方など、潜在的なニーズを抱える人に関する情報を得たのち、当該本人と信頼関係に基づくつながりを形成するため、丁寧な働きかけを行い、関係性を構築し、本人に必要な支援につないでいきます。

ア 実施内容

① 情報把握のネットワーク形成

本事業の実施者は、支援関係機関や地域住民等の地域の関係者との連携を通じた情報収集に努めるものとします。本事業の趣旨を鑑み、情報提供を待つのではなく、積極的に関係機関を訪問し、情報提供の機会の創出や仕組みを構築します。

② 個別支援

本事業は、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない者に支援が届けるための事業であることから、本事業にて支援する事例の多くは、本人とのつながりを形成すること自体が困難であり、時間がかかることが想定されます。

このような対象者像を踏まえ、本事業の主たる内容は、単なる家庭訪問や同行支援にとどまらず、本人と関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりの形成に向けた支援となります。

イ 実施機関

| | | |
|--------|-----------------|---------------|
| 圏域/箇所数 | 全域/1箇所 | |
| 実施主体 | 委託 | (福)北上市社会福祉協議会 |
| 担当課 | 福祉部地域福祉課、障がい福祉課 | |

(5) 多機関協働事業及び支援プランの作成（法第106条の4第2項第5号及び第6号）

本事業は、重層的支援体制整備事業における支援の進捗状況等を把握し、必要に応じて既存の相談支援機関の専門職に助言を行うこと、また、単独の支援関係機関では対応が難しい複合化・複雑化した支援ニーズがある事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定を行う等の取組を通じて、関係者の支援及び連携の円滑化を進め、北上市における包括的な支援体制の構築を目指します。

ア 実施内容

① 相談受付、プラン作成

支援関係機関等からつながれた事例等のうち、本事業において支援のコーディネートが必要と判断されたものについては、本人の利用申込み（本人同意）を取得したうえで、本人やその世帯へ必要な支援を提供するための支援関係機関の役割分担や支援の目標・方向性を整理したプランを作成します。

利用申込み及び本人やその世帯のアセスメントは、包括的相談支援事業者などの紹介元や日ごろから本人やその世帯に関わっている支援関係機関と多機関協働事業者が状況に応じて連携して行います。

また、プランは、包括的相談支援事業、参加支援事業及びアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を始めとする支援関係機関と役割分担や支援の目標・方向性、伴走体制の構築についての十分な議論を通じて、多機関協働事業者が作成します。

なお、プランの適正性の協議や見直し、終結の判断は重層的支援会議（後述）で行います。多機関協働事業者は、この重層的支援会議を主催します。

② 支援の実施

支援関係機関等の役割分担や支援の目的・方向性を定めたプランを作成した後は、支援関係者がチーム一体となりプランに基づく支援が円滑に進むよう必要な支援を行います。

プランに基づく支援の実施状況は、重層的支援会議等において支援関係機関から情報収集して随時把握することとし、必要があれば収集した情報をもとに再度、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を整理・変更するとともに、再プランの作成についても適切に検討及び実施します。

③ 支援者支援

本事業は、支援関係機関等からつながれた複合化・複雑化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等に対して支援を行うものですが、支援関係機関の通常の連携体制で解決が可能な相談など、本事業において調整を行う必要性が低いと判断される事例でも、多機関協働事業者はつなぎ元の支援機関へ助言を行ったり、連携が想定される機関へ仲介したりするなど、円滑な支援及び連携の促進に努めるものとします。

また、多機関協働事業による支援終了後のケースについても、支援終了後に本人の状態やその取り巻く環境に変化が生じた場合や、再度課題の解きほぐしや支援関係機関の整理が必要となった場合は、速やかに多機関協働事業による支援を再開することになります。このため、支援の終了後も支援関係機関と情報共有等ができる体制を確保しておきます。

④ 重層的支援体制整備事業の推進

本事業は重層的支援体制整備事業の中枢を担うものであることから、市内の関係機関との信頼関係の構築に努め、市全体の地域福祉の現状や課題を把握し、必要に応じて他事業も含めた実施状況や方向性などについて、常に検討し実践につなげていくことが求められます。多機関協働事業者は、これらの取組について、市と両輪となって主体的に参画するものとします。

イ 実施機関

| | | |
|------|----------|---------------|
| 圏域 | 全域 | |
| 実施主体 | 一部委託 | (福)北上市社会福祉協議会 |
| 担当課 | 福祉部地域福祉課 | |

5. 支援会議及び重層的支援会議

重層的支援体制整備事業を円滑に推進していくため、次の会議を設置し、運営することとします。これらの会議には、市と多機関協働事業者は必ず参加するものとします。

また、市及び参加機関の事務及び参集の効率化のため、それぞれの会議は既存の会議体（生活困窮者自立支援法に基づく支援会議及び支援調整会議、介護保険法に基づく地域ケア会議、障害者総合支援法に基づく自立支援協議会など）と参加者が大きく変わらない場合は、内容や役割の精査、時間の切り分けなどの適切な運営への配慮を行ったうえで、併用開催することも可能とします。

ア 支援会議

北上市では、支援者同士の情報共有や見守りと支援方針の理解、緊急性がある事案への対応など、適切な支援体制の検討を行うため、法第106条の6第1項の規定に基づき、支援会議を設けます。

一般的に、公的制度による支援には本人同意が必要とされますが、この支援会議は、会議の構成員に対し守秘義務を課し、対象者本人の同意を不要とするものです。

重層的支援体制整備事業を活用して支援するケースは、多職種による連携や多機関の協働が重要ですが、予防的または早期の支援体制の検討が求められるにも関わらず、本人の同意が得られないために支援関係機関等での適切な情報共有や検討が進められない場合もあります。

支援会議は、構成員同士が安心して潜在的な課題を抱える人に関する情報の共有等を行うことを可能とすることで、地域において関係機関等がそれぞれ把握していながらも支援が届いていない個々の事例の情報の共有や地域における必要な支援体制の検討を円滑にするものです。

北上市では、重層事業コアメンバー（高齢・障がい・子育て・生活困窮・保健分野の関係課と多機関協働事業者）による支援会議を定期開催し、これらの情報共有に努めるほか、多機関協働事業による調整の必要性についても協議します。そのほか、緊急性の高い場合や、コアメンバー以外の関係機関の参加が効果的と解される場合には、連絡調整を行う機関と市とが連携し、随時開催します。

なお、この会議は市が主催します。構成員など必要な事項は別途設置要綱に定めます。

イ 重層的支援会議

重層的支援会議は、プランの適正性や見直しの協議、終結時の評価等を行う個別ケース支援を目的とした会議と、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討を目的とした会議の2つの役割を担います。

重層的支援会議は多機関協働事業者が主催し、どの場合も市は必ず出席します。ただし、そのほかの参加者は毎回同じである必要はなく、事例に応じて参加者を変えるなど柔軟な対応が可能です。

① 個別支援会議

重層的支援体制整備事業における参加支援事業やアウトリーチ等継続的支援事業、多機関協働事業の実施にあたっては、プランを作成し、重層的支援会議に諮り、十分な議論を行うことが求められます。

この重層的支援会議は個別のケースの支援のために実施するもので、必要に応じて多機関協働事業者が主催し、包括的相談支援事業者などを招集し実施されます。

▶ プランの適切性の協議

市や支援関係機関が参加して合議のもとで、多機関協働事業者が作成したプラン（アウトリーチ等を通じた継続的支援事業者、参加支援事業者が作成したプランや再作成したプランがある場合はこれらのプランを含む）について、適切性を判断します。

▶ プラン終結時等の評価

多機関協働事業者のプラン終結時（アウトリーチ等を通じた継続的支援事業者、参加支援事業者が作成したプランがある場合はこれらのプラン終結時を含む）等においては、支援の経過と成果を評価し、支援関係機関の支援を終結するかどうかを検討します

② 全体推進会議

これまでの各分野での相談支援及び重層的支援体制整備事業の実施の積み重ねにより、社会資源の不足など、北上市の課題が把握されていくことが想定されます。

この重層的支援会議は、個別のケース支援ではなく、北上市全体に対して、より分野横断的かつ時間横断的（今後顕在化する課題）な視点をもって、社会資源の不足などの課題の整理や認識の共有、重層的支援体制整備に係る評価などを行うことを目的とします。

これら社会資源の開発をはじめ、社会情勢の変化によって顕在化していく課題の多くは、個別の支援機関はもとより、福祉分野だけでは解決しえないものです。したがって、この会議の結果（成果）は、包括的相談支援事業者や地域づくり事業の受託者をはじめ、多分野・多機関へ広くフィードバックを行い、地域社会の理解及び参画を促進していくこととします。

なお、この全体推進会議は北上市地域福祉計画策定委員会と合わせて開催することで、地域の現状や課題を地域福祉計画へも反映させていくことを目指します。

6. 連携体制の構築（事業の目標）

北上市は、これまでも介護、障がい、子育て、生活困窮をはじめとした各分野において関係機関及び地域と協働で地域福祉増進の取組を行ってきました。今後もそれらの取組を推進しながら、より横断的な連携を強め、より効率的で効果的な包括的支援体制を構築していきます。

▶ 各事業や組織をつなぐリンクワーカー（多機関協働推進員、CSW）の設置

重層的支援体制整備事業は、新たな事業の創出よりも、まずは既存の仕組みや社会資源をつなぎ、組み合わせ、重ね合わせることを重視しています。

北上市ではこれらを専門的に行い、各団体へアウトリーチしていける人員体制を整備するため、官民間わず、また福祉部門を超えて各種事業に広く参画し、CSWの設置及び育成に取り組んでいる北上市社会福祉協議会に多機関協働事業、参加支援事業及びアウトリーチ等継続的支援事業を委託し、これら3つの新規事業の一体的実施を図ります。

▶ 連携体制恒常化の仕組みづくり

北上市では、高齢・障がい・子育て・生活困窮・保健分野の相談支援業務を担う各課と多機関協働事業者を重層事業コアメンバーと位置付け、構成事業の進捗の共有をはじめ各分野の現状や課題について定期的に共有する機会を創出します。

さらに、この場を支援会議とも位置付けることで、各課等で把握しているケースの情報を共有し、早期介入や予防的支援につなげるほか、多機関協働事業への接続の判断だけではなく、接続の必要性が低いと判断される事例（既存の連携で対応できるケース、気になるケース、関係機関から相談を受けているケース）についても情報共有し、各分野の社会資源や対応方法の共有や基本的な支援の方向性の確認など、包括的支援体制の基盤形成及び知見の共有（人材育成）を行います。

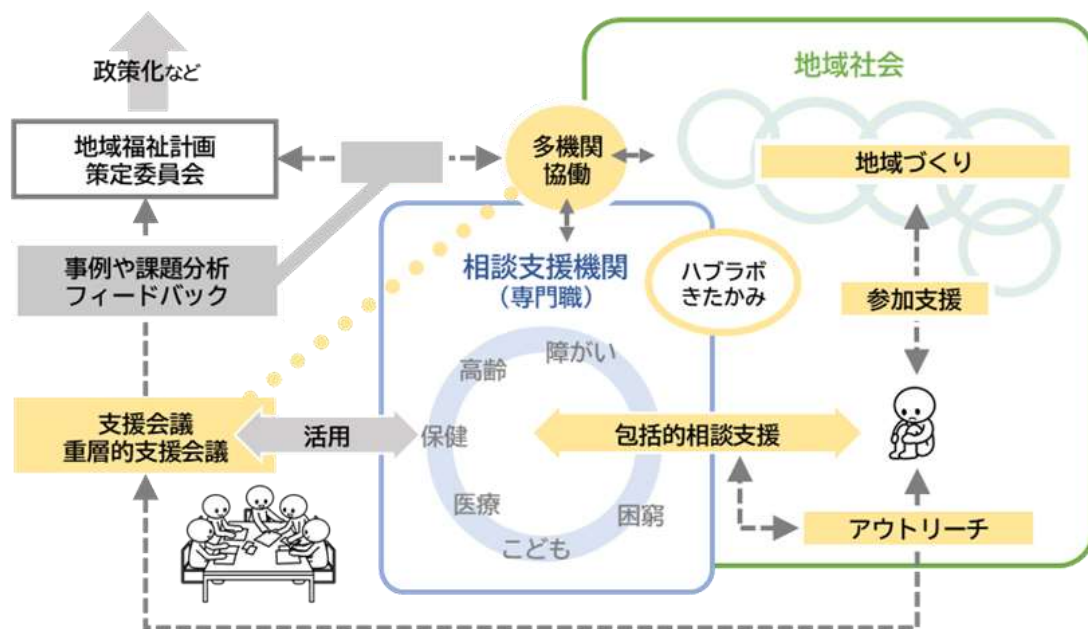
併せて、直接的に重層的支援体制整備事業の法定構成事業を所管していなくても、市民のくらしにかかる支援を行う部署や組織からの相談も共有するなど、市全体の相談支援の包括化にも努めます。

▶ 多機関・多分野を横断する基盤の形成

地域づくり事業として実施する「ハブラボきたかみ」を積極的に活用し、社会課題の共有と対話の機会の創出を多機関・多分野にひらき、市民が主体となり、市民のくらしを多層的に支え合える活動が自律的に生まれていく基盤の形成を目指します。

また、医療介護連携事業等の先行している取組とも連携し、医療・介護・保健の専門職と地域福祉の取組の融合を図っていきます。

また、重層的支援体制整備事業の実施を通じて蓄積するデータ、経験、課題などについて、多機関・多分野に広くフィードバックを行うとともに、地域福祉計画や北上市総合計画の策定及び実施に活用し、市の政策形成にも反映させていくことを目指します。



北上市における重層的支援体制整備事業全体イメージ

7. 事業の評価

(1) 基本理念及び基本目標

重層的支援体制整備事業は、北上市地域福祉計画に基づいて地域福祉を推進するための手段と位置付けています。このことから、第4次北上市地域福祉計画と同一の基本理念及び基本目標とします。

(2) 事業の評価方法

北上市では、重層的支援体制整備事業を地域福祉計画の推進の一手段と捉えていることから、主に地域福祉計画の策定及び検証のサイクルに合わせ、事業の評価を行います。

日々の事業実施における成果・結果や市民意識調査の活用のほか、地域福祉計画策定委員会による地域福祉計画の中間検証（2026年）、次期地域福祉計画（2029年）の策定プロセスにおけるアンケートや団体インタビュー等を活用しながら事業の評価を行うこととします。

(3) 事業の実施目標及び成果指標

| | 指標の名称 | データ元 | 現状値 R5/2023 | 目標値 R10/2028 |
|---|---|-----------|----------------|-----------------|
| ① | CSWによるアウトリーチ件数（個別支援・関係機関） | 事業実績 | - (事業未実施) | 400回 |
| ② | 支援会議実施回数 | 事業実績 | - (事業未実施) | 12回 |
| ③ | 多機関協働による支援プランの検討件数 | 事業実績 | - (事業未実施) | 20件 |
| ④ | 支援プランの決定件数 | 事業実績 | - (事業未実施) | 7件 |
| ⑤ | 身近に頼れる人や機関があると思う市民の割合 | 市民意識調査 | 52.2% | 60% |
| ⑥ | 家庭や職場、学校、地域などで自分の居場所や役割があると感じる市民の割合 | 市民意識調査 | 69.5% | 75% |
| ⑦ | 孤独や孤立を感じる事が「あまりない」または「ない」と答えた市民の割合 | 市民意識調査 | 58.0% | 65% |
| ⑧ | 困りごとの相談について、「どこに相談すればいいかわからない」「相談相手はいない」と答える市民の割合 | 地域福祉アンケート | 14.3% | 10% |